

解体工事の元請業者の皆さまへ

令和2年10月1日より

解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等の制度

が始まります！

解体工事が始まるまでに

※1 ※2 ※3 産廃条例に基づき発注者に説明等を行う義務があります！

元請業者は、書面にて、発注者に解体工事で生ずる産業廃棄物について以下の説明をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物の種類
- 産業廃棄物の種類ごとの
 - ① 発生見込量
 - ② 予定処分先
 - ③ 予定処分方法
 - ④ 処理費用

説明に用いた書面の写しを保存する義務があります。



解体工事が終わったら

※3 産廃条例に基づき発注者に報告等を行う義務があります！

元請業者は、発注者に以下のいずれかの写しを提示するとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した書面による報告をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- 電子マニフェストの写し

報告に用いた書面の写しを保存する義務があります。



*元請業者が自ら処分を行った場合は、マニフェストと同等の内容が記載された書面により報告します。

※1、2 元請業者とは、工事の発注者(=注文者)から直接解体工事を請け負った建設業を営む者であり、解体工事に伴い発生する産業廃棄物の処理責任(=排出事業者責任)は元請業者にあります。県内における産業廃棄物の不法投棄の多くが、こうした解体工事に伴い発生する産業廃棄物である実態を踏まえ、県では、排出事業者責任の更なる徹底に繋げることを目的として、令和2年3月に三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(=産廃条例)の一部を改正しました。

※3 発注者への“説明義務”及び“報告義務”の対象となる解体工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第3項第1号の解体工事であって、同法第9条第1項の対象建設工事(建物の解体:延床面積80㎡以上、工作物の解体:請負金額500万円以上)であるものです。

県は元請業者が条例の義務に違反した場合、 元請業者に対し**勧告・公表**を行うことがあります



勧告の内容

- 説明又は報告、その他必要な措置を講ずべきことを勧告

勧告の対象

- 発注者に説明や報告をしなかったとき。
- 発注者に虚偽の説明や報告をしたとき。
- 交付した書面（説明や報告）の写しを保存しなかったとき。



公表の内容

- 勧告の内容、元請業者の氏名又は名称

※県は公表前に元請業者から意見を聞きます。

公表の対象

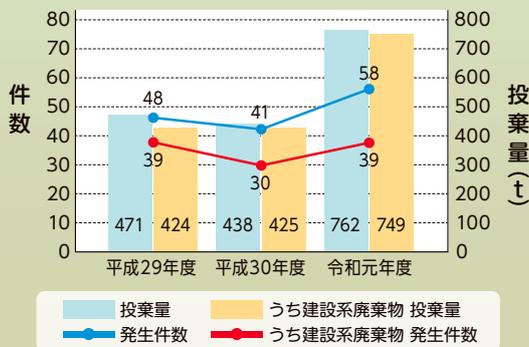
- 勧告を受けた元請業者が、正当な理由なく勧告に従わないとき。



**解体工事に伴って発生した
産業廃棄物の処理責任は、
元請業者にあります！**



三重県における廃棄物の不法投棄件数等



写真は、県内における建設系廃棄物の不法投棄

この資料に関する問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課

〒514-8570 三重県津市広明町13
TEL:059-224-2388 FAX:059-222-8136
E-mail:kanshi@pref.mie.lg.jp

令和2年6月作成

産廃条例の詳細や県の通報先については、
三重県の下記ホームページを参照ください。



<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>